

様式第1号（第8条関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業
補助金交付申請書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

申請者 住 所 中富良野町
ツガナ
氏 名
T E L

子育て世帯 若者夫婦世帯
(該当する場合は✓印)

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象建物の所在地(地番) 中富良野町
所 有 者
申請者との関係
中古住宅(取得して1年以内) 該当 取得日 令和 年 月 日
2. 施工業者名(元請)
3. 工事等の内容
4. 工事に要する費用 円(税込)
5. 補助金対象額 円(税込)
6. 補助金交付申請額 円
7. 工事予定期間 **【着 手】** 令和 年 月 日
【完 了】 令和 年 月 日

- (注) 1 建物の所在地は地番を記入してください。不明な場合は役場税務住民課でご確認ください。また中古住宅に該当する場合は取得日が分かる書類(全部事項証明等)を添付してください。
2 施工業者名は元請を記入すること。
3 所有者が本人・配偶者又は同居の1親等の親族以外の場合は同意書兼承諾書が必要です。
4 補助事業の施工前の状況を撮影した写真を添付のこと。

施工業者別発注内訳書

別紙 2

申請者氏名：

施工業者(元請) 1	区分	見積り金額	支給率	支給金額
下 請 業 者	区分	見積り金額	支給率	支給金額
請負額	/		/	
内補助対象額	/		/	
施工業者(元請) 2	区分	見積り金額	支給率	支給金額
下 請 業 者	区分	見積り金額	支給率	支給金額
請負額	/		/	
内補助対象額	/		/	
補助対象額合計			補助金交付額合計	

区分 A：商工会員

(千円未満切捨て)

区分 B：商工会員で施工できない業種の場合

区分 C：商工会員で施工できる業種の場合

上記内容に相違ありません。

施工業者 1 住 所
(元請) 会社名

施工業者 2 住 所
(元請) 会社名

様式第2号（第8条(4)関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業

誓約書 ・ 承諾書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

申請者 住 所 中富良野町
氏 名

私は、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助事業の申請条件を全て理解した上で申請し、申請書及び添付書類に記入した事項について、すべて相違ないことを誓約いたします。

また、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助事業の申請にあたり、私及び同居家族の納税状況や住民情報など中富良野町が保有する資料等を調査することを承諾します。

新築住宅に対する補助を受けていない。 はい ・ いいえ
(中古住宅は除く)

申請建物に対し介護保険等の補助金を受けていない。 はい ・ いいえ
(同居家族も含みます)

いいえの場合、今回のリフォームと同一箇所ですか。 はい ・ いいえ

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助事業の補助を 受けしていない。 はい ・ いいえ

いいえの場合、補助を受けた額 年度 円
(限度額を超えての申請はできません) 年度 円
年度 円
合計 円

※補助金交付から5年以内に転売又は住宅に用しなくなった場合補助金の返還が必要になります。

様式第2-1号（第8条(5)関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業

同意書 ・ 承諾書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

所有者 住 所
氏 名
続 柄

私は、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助事業の申請条件を全て理解した上で、申請者が私の所有する建物のリフォーム工事を行うことに同意いたします。

また、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助事業の申請にあたり、私の納税状況や住民情報など中富良野町が保有する資料等を調査することを承諾します。

申請者

建物の所在地(地番) 中富良野町

委任状

【代理者】

【氏名】

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

上記の者を代理人と定め、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業に係る申請手続きの権限を委任します。

令和 年 月 日

【委任者】

【住所】

【氏名】

Ⓔ

様式第4号（第12条第1項関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業
変更・中止届出書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

申請者 住 所 中富良野町
氏 名

令和 年 月 日付 第R 中富リ交- 号をもって補助金の交付の決定を受けた中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金について、その事業を〔 変更 ・ 中止 〕したいので、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金第12条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

変更

1. 工事の施工業者名

2. 工事等の内容

3. 工事に要する費用	変更前	円(税込)
	変更後	円(税込)
	差 額	円(税込)

4. 補助金対象額	変更前	円(税込)
	変更後	円(税込)
	差 額	円(税込)

5. 補助金交付申請額	変更前	円
	変更後	円
	差 額	円

6. 工事予定期間	【着 手】	令和 年 月 日
	【完 了】	令和 年 月 日

7. 変更内容

中止の理由

※変更の場合は施工業者別発注内訳書を提出してください。

様式第6号（第13条関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業

完了報告書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

申請者 住 所 中富良野町
氏 名

令和 年 月 日付 第R 中富リ交- 号をもって補助金の交付の決定を受けた
リフォーム工事について完了したので、中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第1
3条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

記

1. 施工業者名

2. 工事等の内容

3. 工事に要する費用 円

4. 工事補助金対象額 円

5. 工事補助金交付額 円

6. 補助事業着手年月日 令和 年 月 日

7. 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

- (注) 1 施工業者に支払った改修工事に係る代金の請求書又は領収書の写しを添付すること。
(請求書の場合は後日領収書の写しの提出が必要です)
- 2 補助事業の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影した写真を添付すること。
(写真の添付がない場合、補助の対象外になる場合があります)
- 3 下請業者に変更があった場合は施工業者別発注内訳書の添付が必要です。
- 4 建築確認申請を受けているものは検査済証の写し。
- 5 その他町長が必要と認める書類を添付すること。

様式第8号（第15条第1項関係）

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付事業

補助金請求書

令和 年 月 日

中富良野町長 小松田 清 様

申請者 住 所 中富良野町
氏 名

印

令和 年 月 日付 第R 中富り決- 号をもって補助金決定通知を受けた補助
事業に係る補助金について、次のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額 円

2. 補助金請求額 円

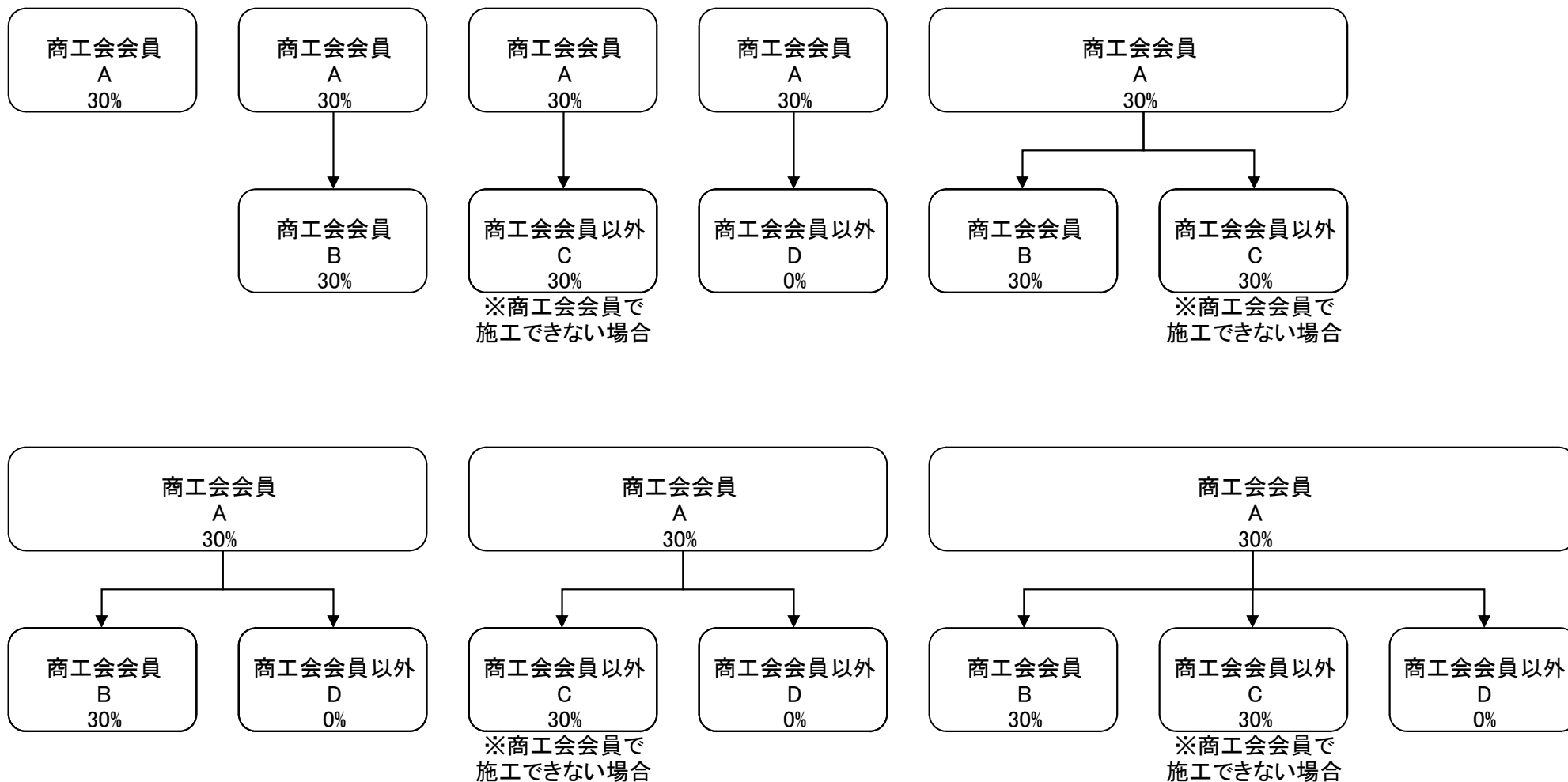
内リフォーム業者に支払う額 円
(補助金の8割以下、千円単位)

住宅リフォーム補助金対象工事一覧表

内 容	適否	備 考
屋根、外壁、軒天の改修	○	下地補修、取替えを含む
屋根、外壁、軒天の塗装	○	
コーキング工事	○	
屋根に設置する雪止めの設置	○	
雨樋の取り替え	○	
フローリング(床)、クロス等の貼り替え	○	
畳の取替え、面替え、裏返し面替え	○	
カーテン・カーテンレールのための取付、取替え	×	
ドア、ふすま、障子等の建具の交換	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
筋交いの取付等の建物の補強工事	○	
床、扉等のバリアフリー化、手摺の設置	○	他から補助を受けたものは対象外
下水道等排水設備工事	○	
給水、給湯配管新設、取替え工事	○	
オール電化住宅への改修	○	
ガス給湯器、灯油ボイラー、暖房設備の設置・交換	○	
電気温水器の設置・交換	○	
火災警報器の設置	×	
防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム等の設置)	○	
家庭用防犯システムの設置	○	
テレビドアホンの設置	○	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	
エレベーターの設置	○	
カウンター、棚、収納の造作、システム収納の設置	○	
照明器具	○	器具のみの交換は対象外
スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
電気製品(テレビ、ストーブ等)の購入	×	
床暖ストーブの取付(床暖パネルを含む)	×	
床暖パネル	△	埋め込みタイプのみ
合併浄化槽の設置	○	別途申請書等が必要になります
玄関フード、サンルームの増築(住宅と一体であること)	○	
住宅組込車庫、物置の増築工事	○	
住宅と別棟の車庫、カーポート、物置の設置工事	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	○	
農作業小屋(納屋、D型倉庫等)	×	

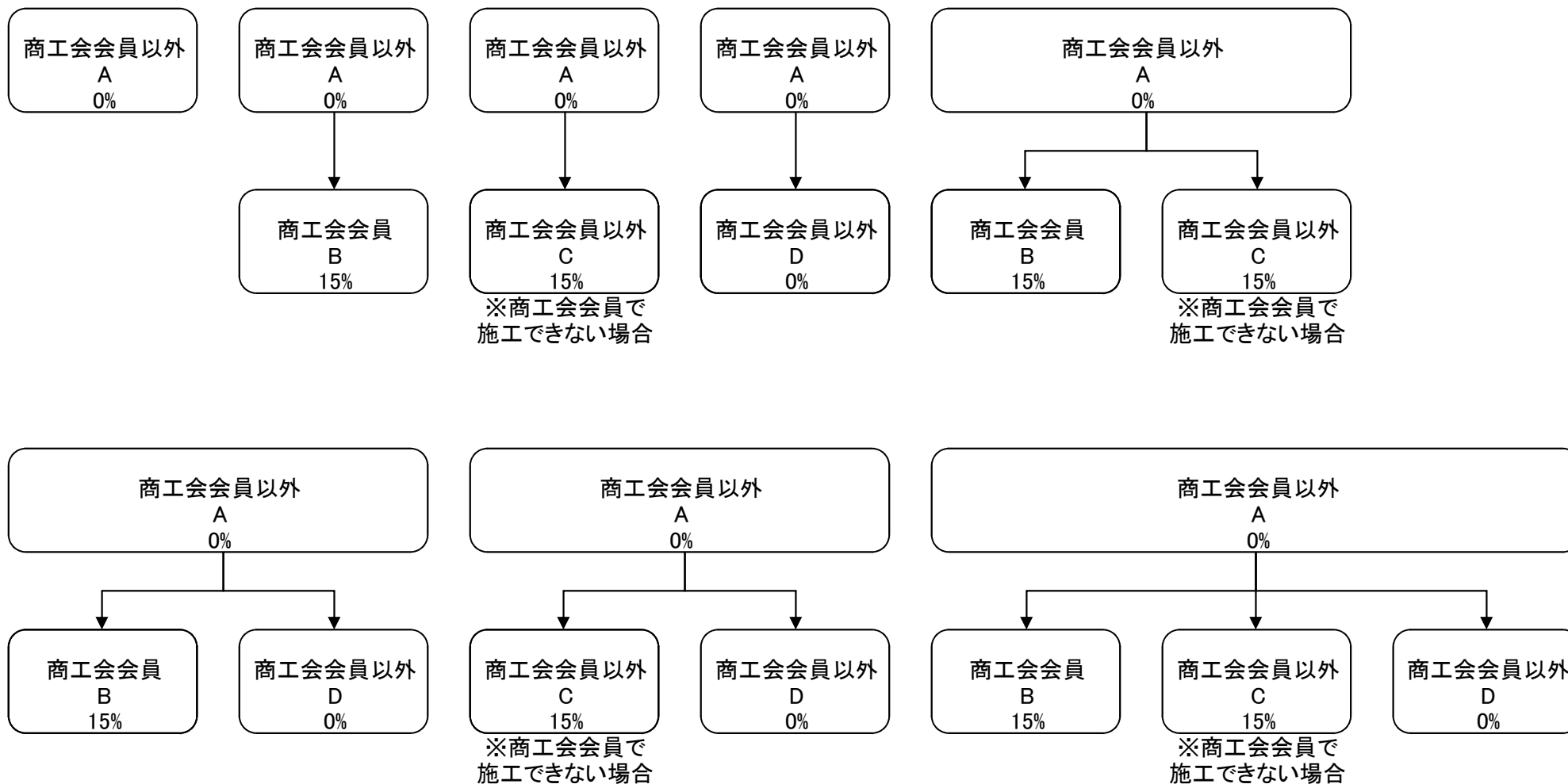
内 容	適否	備 考
併用住宅のうち店舗、事務所部分の改修、増築	×	
併用住宅の店舗、事務所部分を住宅へ改修	○	
門、塀ほか外構工事、ロードヒーティング工事	×	
バルコニーの増築	×	
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×	
融雪槽の設置	×	
広告、看板の設置	×	
窓(サッシ)の設置工事	○	内窓も含む
窓、窓ガラスの交換工事	○	
網戸の交換	○	
太陽光発電装置の設置	×	
ヒートポンプ冷暖房・給湯設備工事	△	他から補助を受けたものは対象外
リフォームに伴う廃材の処理費用	×	
工事に係る設計費、申請手数料等	×	
浴室の改修	○	他から補助を受けたものは対象外
トイレの改修	○	他から補助を受けたものは対象外
洗面化粧台の改修	○	他から補助を受けたものは対象外
キッチンの改修	○	他から補助を受けたものは対象外
外壁・屋根・天井及び床の断熱改修	○	
家具の購入	×	
床、壁、天井のいずれにも固定されない物品の購入	×	
この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定

5(1)元請Aが商工会会員の場合



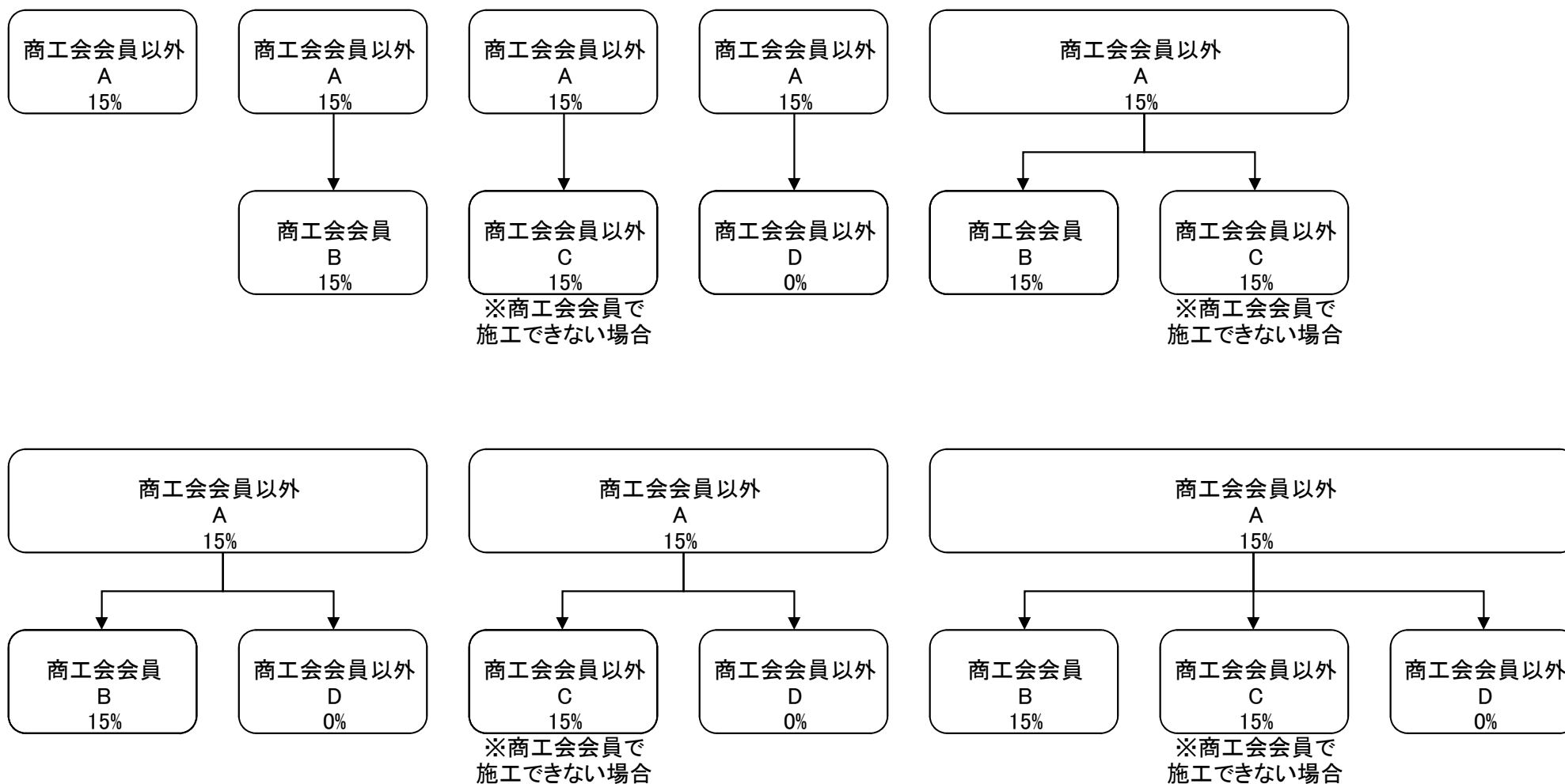
※請負額はA+B+...とし20万円以上とする。
 ただし、1回の申請金額の合計が20万円以上も可とする。

5(2)元請Aが商工会会員以外の場合



※請負額はA+B+...とし20万円以上とする。
 ただし、1回の申請金額の合計が20万円以上も可とする。

5(2)' 元請Aが商工会会員以外だが商工会会員で施工できない場合の場合



※請負額はA+B+・・・とし20万円以上とする。
ただし、1回の申請金額の合計が20万円以上も可とする。